

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立都市公園条例施行規則（昭和41年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
岩手県 営運動公園	陸上競技用具	区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
		[略]			[略]		
		マラソン用親時計	[略]	340円	マラソン用親時計	[略]	350円
		[略]			[略]		
		投てき距離標識	[略]	300円	投てき距離標識	[略]	310円
		[略]			[略]		
		ハードル運搬車	[略]	220円	ハードル運搬車	[略]	230円
		[略]			[略]		
		フィールド試技順序表示器	[略]		フィールド試技順序表示器	[略]	
		電光式表示器	[略]	340円	電光式表示器	[略]	350円
		[略]			[略]		
		スターテングブロック	[略]		スターテイングブロック	[略]	
		[略]			[略]		
		距離測定器	[略]	330円	距離測定器	[略]	340円
		[略]			[略]		
		棒高跳び用マット	[略]	340円	棒高跳び用マット	[略]	350円
		[略]			[略]		
		棒高跳び用支柱及びバー止め	[略]	290円	棒高跳び用支柱及びバー止め	[略]	300円
		[略]			[略]		
		ビデオカメラ装置	[略]	340円	ビデオカメラ装置	[略]	350円
トラック競技速報表示器	[略]	340円	トラック競技速報表示器	[略]	350円		
フィールド成績表示器	[略]	340円	フィールド成績表示器	[略]	350円		
投てき光波距離計	[略]	340円	投てき光波距離計	[略]	350円		

			[略]	
		[略]		
岩手県立御所湖広域公園	舟艇	シェルフォア	[略]	使用時間が4時間以内の場合 590円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 900円
		ナックルフォア	[略]	使用時間が4時間以内の場合 590円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 900円
		ダブルスカル	[略]	使用時間が4時間以内の場合 480円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 720円
		シェルペア	[略]	使用時間が4時間以内の場合 480円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 720円
		シングルスカル	[略]	使用時間が4時間以内の場合 240円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 360円
		カヤックフォア	[略]	使用時間が4時間以内の場合 590円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 900円
		カナディアンダブル	[略]	使用時間が4時間以内の場合 480円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 720円
		カナディアンシングル	[略]	使用時間が4時間以内の場合 240円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 360円
		カヤックダブル	[略]	使用時間が4時間以内の場合 480円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 720円
カヤックシン	[略]	使用時間が4時間以内の場合 240円		

			[略]	
		[略]		
岩手県立御所湖広域公園	舟艇	シェルフォア	[略]	使用時間が4時間以内の場合 610円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 930円
		ナックルフォア	[略]	使用時間が4時間以内の場合 610円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 930円
		ダブルスカル	[略]	使用時間が4時間以内の場合 490円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 740円
		シェルペア	[略]	使用時間が4時間以内の場合 490円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 740円
		シングルスカル	[略]	使用時間が4時間以内の場合 250円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 370円
		カヤックフォア	[略]	使用時間が4時間以内の場合 610円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 930円
		カナディアンダブル	[略]	使用時間が4時間以内の場合 490円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 740円
		カナディアンシングル	[略]	使用時間が4時間以内の場合 250円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 370円
		カヤックダブル	[略]	使用時間が4時間以内の場合 490円
			[略]	使用時間が4時間を超える場合 740円
カヤックシン	[略]	使用時間が4時間以内の場合 250円		

	グル		使用時間が4時間を超える場合	<u>360円</u>
	普及用 舟艇	[略]	使用時間が4時間以内の場合	<u>240円</u>
			使用時間が4時間を超える場合	<u>360円</u>
競技用 備品	電話機		[略]	<u>3,100円</u>
	流速計		[略]	<u>1,430円</u>
	テント		[略]	<u>510円</u>
	[略]			
トレー ニング 用具	スライディング バッグ		[略]	
	[略]			
[略]				
	グル		使用時間が4時間を超える場合	<u>370円</u>
	普及用 舟艇	[略]	使用時間が4時間以内の場合	<u>250円</u>
			使用時間が4時間を超える場合	<u>370円</u>
競技用 備品	電話機		[略]	<u>3,190円</u>
	流速計		[略]	<u>1,470円</u>
	テント		[略]	<u>520円</u>
	[略]			
トレー ニング 用具	スライディング バッグ		[略]	
	[略]			
[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。